



平成23年8月5日

各 位

株 式 会 社 G A B A  
代 表 取 締 役 社 長 上 山 健 二  
(コード番号：2133 東証マザーズ)  
問 い 合 わ せ 先：  
執 行 役 員 管 理 部 門 長 青 柳 大 介  
電 話： 03-5790-7000

## 株主優待制度の廃止に関するお知らせ

当社は平成23年8月5日開催の取締役会において、本日公表いたしました「株式会社ニチイ学館による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に記載の、株式会社ニチイ学館（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株式および当社新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）が成立することを条件に、株主優待制度を廃止することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 株主優待制度の廃止について

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び当社の新株予約権の保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かは新株予約権の保有者の判断に委ねる旨を決議いたしました。公開買付者は、当社を非上場化させることを企図して本公開買付けを行うものであり、本公開買付けが成立した場合に、その後の一連の手続を経て、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、上場廃止となる見込みです。

当社は、これまで、株主の皆さまに当社事業に対するご理解を深めていただくことを目的に、株主優待制度として、当社の運営する英会話スクールのレッスン購入にご利用いただくことができるご優待割引券を贈呈して参りました。

しかしながら、平成23年12月末日現在の株主様に対し株主優待を実施した場合、本公開買付けに応募される株主の皆さまと応募されない株主の皆さまとの間に経済的不平等が生じる可能性がありますので、当社取締役会としましては、株主の皆さまの間での公平性を確保するという観点から、本公開買付けに賛同するに当たり、本公開買付けが成立することを条件に株主優待制度を廃止することを決議したものです。

#### 【ご参考】廃止する株主優待制度の内容

##### (1) 対象株主

毎年6月30日および12月31日現在の株主名簿に記録された、1株以上ご所有の株主様

##### (2) 優待品

対象となる株主様の保有株式数に応じて、当社の運営する英会話スクールのレッスン購入の際にご利用いただけるご優待割引券を贈呈

### 2. 株主優待制度の廃止の時期

当社は、平成23年6月30日現在の株主様に対して、同年9月上旬に優待品としてご優待割引券をお届けすることを予定しておりますが、本公開買付けが成立することを条件に、これをもって株主優待制度を廃止し、同年12月末日現在の株主様への優待品の贈呈は実施いたしません。

なお、平成23年9月ご送付予定のものも含め、当社が発行し株主様のお手元にお届けしたご優待割引券につきましては、本公開買付けが成立した場合であっても、その有効期間内は引き続きご利用いただくことが出来ます。

以上